

# 答 申

諮問第63号

## 第1 審査会の結論

和歌山県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった「信用保証協会概況報告の提出について（平成21年度）」、「信用保証協会概況報告・事業用不動産の賃貸状況の提出について（平成20年度）」、「第55期事業報告書の提出について（平成21年度）」及び「第54期事業報告書の提出について（平成20年度）」（以下「本件公文書」という。）について行った部分開示決定は、妥当である。

## 第2 異議申立てに至る経過

- 1 異議申立人は、和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、実施機関に対し、平成22年3月30日付けで「和歌山県信用保証協会、平成20年度、21年度、事業報告書・決算報告書」について開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対して本件公文書を特定し、一部を開示する部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、開示しない部分及び当該部分を開示しない理由を次のとおり記載して、平成22年4月5日付けで異議申立人に通知した。

### (1) 開示しない部分

- ア 和歌山県信用保証協会（以下「協会」という。）理事長印
- イ 役員個々の給与等の金額
- ウ 個人の実印

### (2) 開示しない理由

上記ア 条例第7条第3号ア該当

法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、その他正当な利益を害するおそれがある

ため

上記イ 条例第7条第2号該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別できるものであるため

上記ウ 条例第7条第4号該当

公にすることにより、犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため

- 3 異議申立人は、平成22年5月6日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。

### 第3 異議申立ての内容要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分のうち、役員個々の給与等の金額を非開示とした部分を取り消すとの決定を求める。」というものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人の異議申立書及び意見書並びに審査会における説明及び意見陳述の内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

- (1) 和歌山県の県債残高（一般会計）は、平成17年度は690,713,058千円であったが、平成21年度は835,794,154千円（見込み）となっており、年々増加している。
- 実施機関は、中小企業対策として協会に対し毎年度巨額の補助金等を支出しており、平成21年度は保証料補助金として340,429千円、損失保証金として255,167千円もの県民の税金を注ぎ込んでいる。
- (2) 協会の理事長には、初代を除き全て和歌山県退職職員が就任しており、歴代専務理事も同様である。実施機関によると、協会の業務は、「信用保証」を通じて中小企業者に対する金融の円滑化に努めるとのことだが、協会の業務と理事長及び専務理事の和歌山県庁在籍時の専門性を考慮した場合、就任すること

の妥当性は見あたらない。

- (3) 協会は、自ら職員の給与等を決定しており、その平均年間給与は7, 280千円である。和歌山市一般行政職員の平均年間給与は6, 629千円となっており、公務員の給与水準が民間と比較して高いと言われている中、余りにも高額である。また、職員数も多い。

協会は、実施機関に補助金等を請求しているのに、経営努力を全くしていない。

- (4) 国は、退職職員の再就職先等を調査しており、厚生労働省では、天下りした退職職員の年間給与を公表するなど、積極的に情報開示を進めている。また、平成22年7月に発表された全国知事会における行政改革プロジェクトチームによる「都道府県の行政改革」の中間報告では、天下りの全廃に取り組むことが記載されている。和歌山県も開かれた県になってもらいたい。

- (5) 実施機関は、県民の税金を注ぎ込んだ協会の役員個々の給与等の金額を個人情報保護するためとして非開示にしている。個人情報を十分保護しないといけないことは、理解できる。しかし、以上のことから、実施機関は、県民に対し公益的な団体である協会の情報を開示する義務がある。

今回、非開示とした役員個々の給与等の金額を開示することはもちろんのこと、歴代の理事長及び専務理事の退職金についても是非開示してほしい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関の公文書部分開示決定通知書及び異議申立てに対する理由説明書並びに審査会における説明及び意見陳述の内容を要約すると、おおむね次のとおりである。

##### 1 本件処分について

協会は、信用保証協会法（昭和28年法律第196号。以下「協会法」という。）により、前年度の概況報告及び事業報告書を実施機関を経由して主務大臣に提出することとされている。

本件公文書は、協会の平成21年度及び平成20年度の概況報告及び事業報告書であるが、協会理事長印、役員個々の給与等の金額及び個人の実印についての情報が記載されていたため、それらの部分を非開示とする部分開示決定を行った。

## 2 実施機関の事務について

- (1) 実施機関は、中小企業対策として協会に対し毎年度保証料補助金及び損失補償金を支出している。保証料補助金は、中小企業者への融資に対する保証料の政策的引き下げに伴う補填である。損失補償金は、中小企業者が融資金を返済することができず、協会が金融機関に対し代位弁済したとき、代位弁済金額のうち、日本政策金融公庫が補償する保険金額を除いた額の半額を実施機関が負担することとして支出しているものである。

実施機関は、協会における人件費を含む業務費に対しては補助金を支出しておらず、業務費については、保証料収入が充てられている。

- (2) 実施機関は、協会法の規定に基づき、金融庁長官及び経済産業大臣の権限に属する事務の一部である仮理事の選任、業務方法書の変更の認可、事業報告書の受理並びに報告徴収及び検査に関する法定受託事務を行っている。

条例第38条は、実施機関の規則で定める和歌山県の出資法人等が自ら情報公開を行うために、実施機関が指導に努めることを規定しているが、協会は、この規定の適用法人ではない。

協会は、独立した組織であり、実施機関の協会に対する指導監督権限は、協会法に依拠する限られたものにすぎず、実施機関は、役職員の給与の決定等に関して指導監督することはできない。

## 3 条例第7条第2号該当性について

非開示とした情報のうち、異議申立人が開示を求めている役員個々の給与等の金額は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第2号に該当する。

4 本件処分は、条例に基づいてされたものであり、個人情報を保護する利益と開示することによって得られる公の利益を比較衡量した上での判断である。上記2に記載のとおり、補助金や協会の性格を勘案すると、実施機関が協会に対して補助金等を支出していること、協会が公益的な団体であること等は、本件処分により非開示とした役員個々の給与等の金額を開示する理由にはならない。

なお、常勤役員及び非常勤役員の給与等の各合計金額については、開示している。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人が異議申立書において開示を求める部分（以下「異議申立部分」という。）についての本件処分の当否につき審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 異議申立部分について

協会は、協会法により、事業年度開始後2月以内に前年度の概況報告及び事業報告書を主務大臣に提出することとされており、実施機関は、協会から提出のあった当該概況報告等を主務大臣あて進達している。

異議申立部分は、本件公文書のうち、概況報告の役員報酬等に関する一覧表に有給役員である理事長、専務理事、常務理事、常勤理事、常勤監事及び非常勤監事の役職ごとに各期中に支払われた金額について記載されている部分である。なお、上記役員以外の非常勤理事については、無給である。

協会のホームページには「役員構成」として上記役員の氏名等が公表されており、異議申立部分を開示した場合、役職名により個人が特定され個々の受領金額が明らかになる。

### 2 実施機関と協会との関係について

#### (1) 協会の業務について

協会は、信用保証を通じて中小企業者に対する金融の円滑化に努めることにより、中小企業の健全な発展に寄与することを

目的として設立された協会法に基づく認可法人である。

協会の定款第6条には、協会が行う業務として、中小企業者等が銀行その他の金融機関から資金の貸付け又は手形の割引を受けるための債務の保証、中小企業者の債務や社債を銀行その他の金融機関が保証する場合における当該債務の保証等が規定されている。

(2) 協会の役員について

定款第11条は、「理事及び監事は、学識経験者及び出捐者のうちから和歌山県知事が任命する。」と規定しており、現在、理事には、和歌山県退職職員、協会の代表者、和歌山県商工観光労働部長、和歌山市長、和歌山県議会経済警察委員会委員長、金融機関の代表者、経済団体関係者等が就任している。

また、同第13条第1項は、「理事のうちから理事長1人、専務理事1人及び常務理事2人以内を互選する。」と規定しており、歴代の理事長及び専務理事は、異議申立人の主張どおり、和歌山県退職職員となっている。

(3) 実施機関の事務について

実施機関は、中小企業対策として協会に対し毎年継続的に補助金等を支出しており、平成21年度は、保証料補助金として340,429千円、損失保証金として255,167千円、合計595,596千円を支出している。

また、実施機関は、協会法の規定に基づき、金融庁長官及び経済産業大臣の権限に属する事務の一部を地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定されている法定受託事務として行っている。

事務の範囲は、信用保証協会法施行令（昭和28年政令第271号）第6条に規定されており、理事が欠けた場合における仮理事の選任（協会法第12条の5）、事業方法書の変更の認可（同第33条）、事業報告書の受理（同第34条）並びに協会法を施行するため必要があると認めたときの報告及び検査（同第35条）となっている。

以上より、実施機関の主張どおり、実施機関の協会に対する指導監督権限は、協会法の一部に依拠する限られたものであり、役職員の給与の決定等に関して指導監督する権限を有しない。また、協会は、条例第38条に該当する出資法人等でもなく、同条に基づく実施機関の指導を受ける対象とならない。

### 3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文では、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別できるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれのあるもの。」については、原則として開示しない旨規定している。

その上で、同号ただし書では、次の情報については、例外として開示すべき旨規定している。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

異議申立人が開示を求めている協会の役員役職ごとの給与等の金額は、役員の名が公表されていることから役員個々の収入額であることが分かり、個人に関する情報であつて、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に該当する。

また、これらの情報については、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報ではなく、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するとまでは言えない。さらに、協会役員には和歌山県退職職員もいるが、協会役員は公務員ではないこと及び給与等の

金額についての情報であることから、公務員等の職務遂行情報にも当たらない。よって、同号のただし書のアからウのいずれにも該当しない。

以上より、これらの情報は、条例第7条第2号に該当すると認められる。

#### 4 裁量的開示について

- (1) 異議申立人は、和歌山県が協会に対して出捐し、補助金等を支出していること並びに歴代の理事長及び専務理事に和歌山県退職職員が就任している事実があることにより、協会は和歌山県との関係が深く公益的な団体であると見ることができ、実施機関には情報を開示する義務があると主張している。

確かに、協会が実施している信用保証等の業務については、中小企業の活動を金融面から底支えしており、県民のセーフティネットとしての公益的な役割があると見ることができる。

- (2) 条例第9条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認める場合」には当該公文書を開示することができるとし、公益上の理由による裁量的開示について規定している。

- (3) しかしながら、裁量的開示が該当するのは、一方の利益を侵害してでも、なお公にすることに公益上特に必要性があると認められる場合に限られると解され、その必要性は、実施機関の行政的判断により認められるべきものである。

したがって、常勤役員及び非常勤役員の給与等の各合計金額を開示していること並びに上記2より補助金等の性格や実施機関が協会に対して有する権限等を総合的に勘案すると、非開示情報である異議申立部分について、実施機関が裁量的開示を行わなかったことは、裁量の逸脱・濫用であるとはいえない。

#### 5 以上の理由により、当審査会は、冒頭「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、異議申立人は、歴代の理事長及び専務理事の退職金について開示を求めているが、当該情報は、本件公文書には含まれて



いないため、特に判断しない。

#### 付言

近年、行政においては、その透明性を求める気運の高まりもあり、情報公開が一層推進されているところであるが、企業においても、社会的責任が注目されており、組織活動が社会へ与える影響についても責任を負うべきであるとの観点から、その活動を説明する責任が求められている。

協会は、県民のセーフティネットとして公共性の高い業務を行っていることから、一般県民が協会に対して透明性を求めることは、審査会としても首肯できることである。

当審査会としては、今後、協会自らがこのような一般県民の要求に応え説明責任を果たすため、透明性の高い情報公開制度を構築することを期待する。

## 第6 答申に至る経過

年 月 日	審査の経過
平成22年5月13日	○諮問（実施機関）
平成22年5月20日	○実施機関からの理由説明書を受理
平成22年6月1日	○異議申立人からの意見書を受理
平成22年6月18日	○審議
平成22年7月16日	○審議
平成22年8月18日	○審議

平成22年9月10日	○異議申立人からの説明及び意見の聴取
平成22年10月15日	○実施機関からの説明及び意見の聴取
平成22年11月18日	○審議
平成22年12月24日	○審議